

学校経営のポイント

“児童叱責自殺事件”福岡地裁判決を生かす

若井 彌一

すでに新聞等で報道されたように、10月1日、福岡地方裁判所小倉支部（以下「地裁小倉支部」と略）で、平成18年3月16日午後、当時、北九州市の公立小学校5年生児童（男子）が自殺したのは、担任であった教諭（女性）による体罰が原因であったとする原告側（両親）の主張を大筋において認め、学校の設置者である市に約880万円（請求額8100万円）の支払いを命ずる判決があった。

自殺の予見性が小さくても法的責任あり

児童・生徒に対する叱責や懲戒の結果、当該児童・生徒が自殺してしまうのは最悪の事態であることは、解説するまでもない。

結果がよければ、その手段・方法は何でもよいとは言えないけれども、反対に、叱責や懲戒の対象となった児童・生徒が自殺してしまったことに対して、「そんなことは、まったく予想がつかなかった。生きようとする意欲が足りない」などという説明が、児童・生徒側の親族にとっては暴論の域を出ない、承服しがたいものであることは自明である。

刑事責任はともかくとして、損害賠償請求訴訟になった場合、叱責・懲戒をした教員側の過失であれ「体罰」であれ、一定の法的責任を問われることになりやすい。今回の判決もその一例である。

今回の損害賠償請求事件でも、学校の設置者である市側は、児童が自殺した当日、担任教諭は、児童の「トレーナーの胸元から肩付近をつかんだが、強い肉体的苦痛を与えるものではなく、短時間だった。体罰に当たらない懲戒的行為だった」と主張したのであるが、判決では、「担任教諭が感情的に児童の胸ぐらをつかんでゆすった行為は、社会通念が許す範囲を逸脱する体罰に当たり、違法行為と認められる。自殺の直接的な原因になった」と被告側の主張

を斥け、原告側の主張を認めている（10月2日付け『西日本新聞』の「小5自殺 体罰が原因 北九州市に賠償命令 地裁小倉判決」電子版による）。

工夫と先見性のある指導に努める

別の新聞報道によれば、今回の判決では、自殺した児童が「5年生になってから約1年にわたり担任に頻りにしかられていた」と事実認定し、「担任への不満を抱えていたところに本件懲戒を受け、衝動的に自殺に及んだ」と指摘している（10月2日付け『朝日新聞』朝刊「小5自殺 体罰が原因」による）。

児童が自殺してしまうという最悪の結果を招くことになった教員と児童との言葉のやりとりは、ともに感情的になっていたとの印象を否認しない。あるいは、教員のほうでは、冷静に、かつ言葉（表現）厳しく対応していたとの自覚をもっていたと仮定しても、その教員の気持ちは児童には伝わっていないか、理解されていなかった。

今回の判決を、学校教員の職にある者が謙虚に振り返り、今後を生かすとするならば、上述のことが重要である。

児童・生徒は、多面的な事理弁識能力の程度には凹凸が見られる。ある一面では相当に理解が進んでいるように思われても、他の一面では予想以上に未発達状態だというようなことは珍しいことではない。それを非難するのが学校教員の役割ではない。児童・生徒の発達段階、発達上の特徴を知ったうえで、「この子には...、あの子には...」と、最適と思われる指導方法を実践に移すのが専門職としての教師の実力であろう。

判決を1つの反省材料として、思慮深い工夫と先見性のある指導（叱責・懲戒を含む）に努めたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

●最新刊好評発売中！

浅野良一【編】 A5判 204頁・定価 2,415円 教育開発研究所

『学校におけるOJTの効果的な進め方』

『スーパー教職大学院発進！』 A5判280頁・定価 2,520円